

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
 310-0853
 水戸市平須町1-93
 tel 029-305-3075 Fax 029-305-3317
 e-mail iba-kou@mito.ne.jp

県立高校再編整備

「後期実施計画」が12/25に発表される

「後期実施計画」発表

2015年12月25日に、高校教育課
 高校教育改革推進室は「第2次高
 等学校再編整備の後期実施計画」

(平成29年度～平成32年度)を
 発表しました。統合は鉾田二高と鉾
 田農業、太田二高と佐竹、岩井と
 板東総合の6校で、高萩高校を午
 前午後のフレックススクールにす
 るというものです。結果的に、後
 期計画の完成年度である平成32年
 度には、全日制高校は現在の93校
 (中等教育学校・分校を含む)か
 ら89校になります。

組合が行った聞き取りでは、鉾
 田二高と鉾田農業、岩井と板東総
 合の統合後、農業に関する実習の
 授業については鉾田農業と板東総

合の施設を使うことを考えている、
 スクールバスの利用を考えている
 が、統合後の詳細については今後
 当該校と相談しながら決めていき
 たいということでした。

太田二高と佐竹の統合で太田二
 高の校舎を使うこととしたのは商
 業と福祉のコースの授業を考えると
 教室に使える施設が太田二高の
 方が多いためということで、野球
 部の関係で佐竹のグラウンドを活用
 するということでした。

高萩のフレックススクールが午
 前午後で夜間がないのはフレック
 ススクール夜間部の希望者が少ない
 ことと近くに日立工業の定時制が
 あることを考慮した結果であるとい
 うことでした。

地域作りには30人学級

2009年7月に発表された「第2
 次県立高等学校再編整備の基本計
 画」の統合予定数に比べれば今回の
 後期計画は統合数が少なくなっ
 ています。中学校卒業生数が少
 なくなるにしても、つくばや守谷
 など県南地区では子どもの数が増
 えるところがあり、単純に「子
 どもの数が減るから高校を統廃合
 する」と言えなくなっている実態が
 広がりがその背景にあります。

地域の高校の存続が、地域づく
 りに大きな影響を与えることを考
 えるならば、中学校卒業生数の減
 少に対して学級減や統廃合ではな
 く、県独自の予算で地域限定の30
 人学級に踏み出すべきです。



新年に2つの署名に協力を 「戦争法廃止を求める2000万署名」 「茨城労連春闘署名」

戦争法廃止2000万署名

2015年9月19日に参議院で強行
 採決されて成立した「平和安全保
 障関連法」は、憲法9条が禁じる
 国際紛争解決のための武力行使を
 可能とするもので、憲法違反であ
 ることは明らかです。

法成立後も廃止をを求める市民運
 動が茨城を始め全国で、旺盛に取り
 組まれています。1月5日には、
 新宿で「安保法制の廃止と立憲主
 義の回復を求める市民連合」が50
 00人の参加者のもとで街頭宣伝行
 動を行いました。

組合では、戦争法を成立させた
 安倍内閣が沖縄の米軍基地、労働
 法制、公務員給与、消費税増税、
 社会保障など国民生活に密接に関
 連した問題でも国民の声を無視し
 ていることを問題にしています。

「安倍内閣ノー」の思いも込めて、
 戦争法廃止をを求める2000万署名に
 ご協力をお願いします。

茨城労連春闘署名

茨城労連は2月16日の茨城総行
 動で茨城県橋本昌知事に対して
 「茨城県で働く労働者の地位向上
 並びに関東・東北豪雨災害の被災
 者支援を求める要請書」を提出し
 て交渉を行います。

今回お願いする署名は、最低賃
 金時給1000円以上の引き上げ、雇
 用の改善、地域の活性化、豪雨災
 害の被災者支援を求めるものです。

茨城労連では、この署名参加を
 春闘参加の一環として位置づけて
 県内の労働者に署名の協力をお願
 いしています。

高校生に聞かせたい！ 桜井昌司さんのお話

1967年に茨城県利根町布川で起きた強盗殺人事件。布川事件という冤罪事件の被害者である桜井昌司さんに、冤罪の体験、刑務所での29年間、釈放後から2011年に無罪確定を勝ち取るまでの活動などを、定時制の生徒全員に話していただいた。

本校定時制では今年の秋、「総合的な学習の時間・道徳」の授業として桜井さんも含めて4人の外部講師による講話を実施した。水戸市在住の桜井さんは全国の冤罪事件を支援する活動なども続けながら、自作の歌詞でCDを出すなど持ち前の明るさで人生を謳歌しており、講話も快く引き受けてくれる。以下は桜井さんの話のポイント。

「不運ではあるが、不幸ではない」
「警察や検察、裁判官を恨んではない」
「刑務所生活で変わることができた」
「支援してくれた人たちによって変わることができた」

「毎日を楽しんでいる」「どんなことがあっても次を楽しみに生きていける」

生徒の感想

警察官は誰も信じてくれない。嘘を自白したことによって有罪になって約29年間刑務所に入れられ、本当は辛い人生だったと思う。でも、桜井さんは29年間刑務所に入ったことは後悔してない、逆に「ありがとうと言いたい」と言ったときはびっくりしたり、すごい人だと思いました。やっぱりすごい人だし、いい人だと思いました。奥が深い歌でした。

石岡一高定時制担当 栗又 衛



これって変だよ ～高校生のブラックバイト～

2015年には首都圏青年ユニオンに「高校生ユニオン」ができて、ブラックアルバイトで働く高校生の問題がマスコミなどでも取り上げられました。高校生ユニオンの要請を受けて厚生労働大臣は、15年中に高校生のアルバイトの実態調査を始めることや高校生を雇う際の労働基準法に基づく啓発冊子、高校生向けの「ブラックバイト」対策冊子の作成配布を約束しました。以下は、ブラックバイトの現状をまとめたものです。

ノルマのあるアルバイト

コンビニやスーパーなど小売業のアルバイトで多く見られる事例。恵方巻きやクリスマスケーキなど季節

もの商品や予約が必要な商品の販売で、販売数のノルマをアルバイト店員にも課して、売れなければ買い取らせるといったもの。

当然違法で、ノルマは義務ではありません。

拘束時間に給料出ない

学習塾などのケースで、授業の後も採点や翌日の準備などで2時間くらい拘束されても、賃金は授業単位でしか支払われないというもの。

勤務時間はいつ始まっていつ終わるかは大きな問題で、拘束時間は当然給与の対象になります。大学生などがこの手のブラックバイトの被害者になっています。

シフトに融通きかない

従業員を最低人数で回しているカフェなどでは、勝手にシフトを増やされたり、変更されたという事例があります。

授業やテストがあってもシフトが増やされて、単位を落としたという話もあります。

バイト辞められない

ひどい職場で辞めたいと申し出た学生に「君が辞めれば求人広告を出さなきゃならない。代わりを見つけるか迷惑料として広告料を払え」と数万円から数百万円請求があったという話があります。

高校生のアルバイトも「バイト禁止」ではなく、貧困問題やブラックバイト問題の観点から再検討すべき時代になっています。

労働法制やブラック企業などの授業もきちんと実施してから高校を卒業させるべきでしょう。

茨高教組教育のつどい2016

2月6日(土)10:00~17:00 於 ワークヒル土浦
テーマ「主権者教育と学校づくり、授業づくり」